

※ 末尾頁の【参考事項】もご覧ください。



令和4年11月9日

公益社団法人広島県労働基準協会
会長 吉永 浩之 殿



長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた 取組に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年度の「過労死等の労災補償状況」をみると、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が多い業種は「運輸業、郵便業」「製造業」等となっています。過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされています。また、同法に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日閣議決定）では、過労死等防止対策の数値目標として、労働時間については、週労働時間40時間以上の雇用者のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする（令和7年まで）、年次有給休暇の取得率を70%以上とする（令和7年まで）等が掲げられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、平成31年4月1日（中小企業は令和2年4月1日）から適用されていますが、現在、適用が猶予されている建設事業、自動車運転の業務、医師等についても、令和6年4月1日から上限規制が適用されることとなります。

さらに、令和5年4月1日から、中小企業について、月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が50%以上に引き上げられます。

このようなことから、厚生労働省としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年引き続き、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

広島労働局管内においても、令和3年の総労働時間1,764時間で全国平均と比較して55時間長いこと(毎月勤労統計調査事業場規模30人以上)、令和3年度に監督指導を実施した808事業場のうち168事業場(20.8%)で違法な時間外労働が認められるなど、引き続き長時間労働削減をはじめとする働き方の見直しに向けた取組を推進する必要があります。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて過重労働解消キャンペーンの趣旨を御理解いただき、次の事項が着実に取り組まれるよう、傘下団体・企業等に対する周知啓発について御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 1 働き方の見直しに向けた取組を進めるためには、長時間労働を前提とした労働慣行からの脱却を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための取組等を積極的に行っていただくこと

(具体的な取組例)

- ・ 経営トップによるメッセージの発信
 - ・ 勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度などの導入
 - ・ ノー残業デーの設定
 - ・ 年次有給休暇の取得による連休の実現(プラスワン休暇) 等
- 2 時間外労働の上限規制が適用猶予されている事業・業務については、その適用に向けて、時間外労働の一層の削減に努めるなど、準備を着実に進めていただくこと
 - 3 中小企業における割増賃金率の引上げへの対応も含め、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていただくこと
 - 4 自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を行うこと

広島労働局長



【参考事項】

11月9日、広島労働局労働基準部監督課長 小岸圭太 様が当協会事務所を来訪され、「長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書」（以下「要請書」という。）を手交により、受けました。

- 1 要請書に示されています「令和3年度『過労死等の労災補償状況』」については、厚労省 HP [「令和3年度『過労死等の労災補償状況』を公表します」](#) をご覧ください。
- 2 要請書に示されています「過労死等防止啓発月間」については、協会 HP [「『過労死等防止啓発月間』のお知らせ」](#) をご覧ください。
- 3 要請書に示されています「過労死等の防止のための対策に関する大綱」については、厚労省 HP [「『過労死等の防止のための対策に関する大綱』の変更が本日、閣議決定されました」](#) をご覧ください。
- 4 要請書に示されています「時間外労働の上限規制」に係することは、広島労働局 HP [「労働時間法制の見直しについて」](#) をご覧ください。
- 5 要請書に示されています「令和5年4月から、中小企業について、月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が50%以上に引き上げられます。」については、厚労省 HP のリーフレット [「月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます」](#) をご覧ください。
- 6 要請書に示されています「過重労働解消キャンペーン」については、広島労働局 HP [「過重労働解消キャンペーンを実施します」](#) をご覧ください。
 - ・リーフレット [「働き過ぎていませんか？」](#) も併せてご覧ください。
- 7 要請書中の実施事項4に示されています「「しわよせ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮」については、厚労省 HP の働き方・休み方改善ポータルサイトの [「『しわ寄せ』防止特設サイト」](#) をご覧ください。
 - ・協会 HP に（R4/10/31）広島労働局雇用環境・均等室長から令和4年10月26日付け通知 [「令和4年度『しわ寄せ』防止キャンペーン月間の実施について」](#) も掲載しています。
 - ・パンフレット [「STOP! しわ寄せ」](#) も併せてご覧ください。